知財担当者必見!

元特許庁審判長_{が教える}

知財に役立つオンラインセミナー



11月1日(水)13:00-14:00

商標の類否の考え方 ~審決・裁判例から~



弁理士法人 坂本国際特許商標事務所 副所長 弁理士



講師

<経歴>

盛岡地方裁判所 経済産業省東北経済産業局 経済産業省通商政策局通商協定管理課 特許庁審查業務部商標審查官 特許庁商標課商標審査基準室長 特許广審查業務部上席審查長 特許庁審查部第37部門 部門長審判長 国内特許事務所

商標の類否の考え方~審決・裁判例から~

- 1. 審査官は商標をどのように把握するか
- 2. 商標の類否に関する代表的な判決
- 3. ケーススタディ
- 国による制度の違い

などについて、具体的な事例を交えながら分かり易く 説明します。

自社のブランドを活用して商品やサービスを提供するにあたり、他社との差別化を図る最も 需要なツールが商標の取得となります。

しかしながら、自社の商標と似たような商標が既に登録されていると、自社の商標は重複し て登録されることはありません(出所の混同防止)。

それのみならず、登録商標と類似する商標を勝手に使用すると、商標権の侵害として民事上、 刑事上の責任を問われかねない状況に陥ることもあります。

そうした事態を避けるためにも、あらかじめ自社のブランドを展開する前に、十分な商標調 査を行い、他人の権利と抵触することのないことを確認する必要があります。

今回のセミナーでは、他人の商標権と抵触するか否かを判断する手法、すなわち商標の類否 判断について概略を説明いたします。

少しでも、皆様方の理解を促進するお手伝いができればと思います。

今後、別のテーマでの開催も予定しておりますので、ぜひご参加下さい。

セミナーに関するお問い合わせは、 こちらまでお願いいたします。



弁理士法人坂本国際特許商標事務所

TEL: 03-5919-3041 FAX: 03-5919-3042

Email: seminar@sakamotopat.com